平成２２年（フ）第１６号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地244　小杉アパート202号
債務者　川添　健一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１７号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地244　小杉アパート202号
債務者　川添八千代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２３号
佐賀県唐津市大良592番地
債務者　山崎　幸治
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３２号
佐賀県唐津市高島45番地
債務者　野崎美洋子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第３３号
島根県江津市二宮町神主ロ34番地
破産者　河野　正則
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６１号
島根県江津市都野津町2404番地５
破産者　有限会社いわみ緑化建設
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０２８３号
栃木県足利市上渋垂町920番地１
破産者　株式会社ビジネス情報社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２８４号
栃木県足利市本城３丁目2038―１
破産者　山口　新一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３０３号
東京都大田区大森西１丁目12―12―1008
破産者　上川　照文
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１３７号
東京都町田市木曽東３丁目16―25―310
破産者　大西　智子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４７７号
東京都渋谷区広尾５丁目９番14号
破産者　ＡＸ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４７８号
東京都品川区大崎２丁目10―34―４―902、開始決定時の住所東京都渋谷区広尾５丁目９―14―301
破産者　足立　一樹
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５８２号
東京都港区南青山５丁目６番３号
破産者　株式会社ジー・アンド・エー
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５８３号
東京都小金井市前原町３丁目23―２
破産者　浅沼　　剛
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２１２号
東京都中央区築地４丁目３番12号
破産者　有限会社三幸社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２１３号
東京都板橋区前野町２丁目４―５―205
破産者　皆川富久榮
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４９号
栃木県宇都宮市戸祭２丁目６―23―301
破産者　細川　千晴
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９０５号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目６―９―301、開始決定時の住所東京都西東京市ひばりが丘１丁目12―５
破産者　早川　好子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９１８号
東京都豊島区千川２丁目14番２号
破産者　有限会社池田油店
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９４８号
東京都足立区神明２丁目９―20
破産者　金塚とよ子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８０９号
東京都江東区北砂５丁目３―３
破産者　熊木ちづ子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部